

令和7・8年度申請の主な変更点

①申請可能な自治体が45自治体に増えました（21市町追加）。

新たに、朝霞市、春日部市、加須市、川口市、川越市、鴻巣市、さいたま市、志木市、秩父市、所沢市、戸田市、羽生市、日高市、本庄市、吉川市、神川町、上里町、川島町、長瀬町、皆野町、横瀬町 が追加となりました。申請自治体を御確認ください。

②行政書士の代理申請の場合も、提出書類をWEBサイトにアップロードできるようになりました。

申請データ送信後、案内に従って、すべての提出書類をシステムに添付して送信することができます（送信していただいた場合、郵送は不要です。）。

また、従来どおりメールでお送りいただくことも可能です。

③提出書類の一部が省略となりました。

共通書類はすべて押印不要となりました。

（ふじみ野市を登録する場合には、様式5使用印鑑届が必要です。）

④様式が変更となっています。新様式を御使用ください。

様式1確認書、様式2委任状、様式5使用印鑑届は、様式も変更しています。必ず新しい様式を使用してください。

⑤自治体別書類・納税証明書の取扱いが一部変更となりました。

申請自治体ごとに異なりますので、必ず自治体別書類一覧で確認してください。